

宮崎女子短期大学紀要 第23号 173~184頁

学童保育におけるソーシャル・グループ・ワークの 展開の可能性

元木久男

A Possibility of Social Group Work Practice
in Nursery Care for School Age Children

Hisao MOTOKI

1. はじめに

学童保育は、1948年に大阪の今川保育園で初めておこなわれるようになって以来、すでに50年近くが経過しようとしている。その間の父母や関係者のみなみならぬ努力の積み重ねによって、現在、全国1,100余りの自治体で8,000カ所以上の学童保育が実施されるようになっている。黎明当初はなにかと色眼鏡で見られがちであった学童保育も、数々の学童保育の実践の積み重ねのなかからその積極的な意義が見い出されるようになり、とくに現在の児童をめぐる複雑な問題状況のなかで学童保育への期待も高まっている。本稿では、学童保育について、学童保育がおかれている問題状況の基本的な性格を明らかにしながら、学童保育のひとつの可能性を、社会福祉の専門的援助技術であるソーシャル・グループワークの導入・展開のなかに見い出すことができる点を考察する。

2. 学童保育の展開と現状

学童保育は、周知のとおりいまだ制度化されたものではない。学童保育は、「おもに働く親とその子どもの切実な要求に基づいて民間団体や地方自治体が當々として手がけてきたいわば草の根の子育て実践と運動」¹⁾である。学童保育を最初にはじめたのは大阪市の民間保育園の今川学園だとされる。1948年のことである。1953年には、やはり大阪市の保育園で夏休み中の学童保育が実施され、ついで'56年に東京都の保育園で卒園児の保護者によって共同保育もはじめられ、また'58年には東京都で町会運営による単独の学童保育が、そして'60年になると大阪市の小学校で教員の手による学童保育もおこなわれるようになっていている。さらに'63年に東京都が520万円の予算を計上して「学童保育補助事業」を開始し、公立の学童保育所も誕生している。²⁾

1950年前後から'60年代初めにかけてが学童保育の黎明期であるといってよいであろう。その10年余りの期間にはじめられた学童保育がどのように運営されたかをみると随分と多様であり、学童保育への取組みがいわば手探り状態であった事情が窺われる。ただ、学童保育がまず保育園で、

「保育園から学校に上がった子どもたちの行き場に困った関係者が、共同保育の形や、保育園のなかに子どもクラブ等を」³⁾つくってはじまった点に注目すると、黎明期の学童保育の基本的な性格が明らかになってくる。すなわち、学童保育は「保育園から学校に上がって行き場に困った子どもたち」へ対応しようとしたものなのである。だからこそ、その黎明が1950年代なのである。

本格的な保育所要求運動は1960年代になって展開することになるが、「50年代は乳幼児についても国民の保育所要求が高まりはじめた時期なのである。戦後の復興のなかで女性の雇用労働者化傾向が次第に現れるようになるが、「50年代後半から'60年代にかけて既婚女性の雇用労働者化も進行するようになる。働く母親が切実な問題として直面したのが子どもの保育である。乳幼児の保育は、1947年に児童福祉法が制定されて法的な根拠をもつに至るが、当時は保育所の絶対数自体が不足しており、さらに国の保育所新設への姿勢も、「60年代後半になって保育所緊急整備5ヶ年計画等が打出されるまでは極めて消極的なものであった。

そうしたなかで、働く母親を中心に共同保育所づくり運動や国や自治体への保育所要求運動が展開されるようになっていく。このような保育運動のはじまりは、「組織的な保育所づくり運動は1960年安保前後からはじまるが、その前段の運動は1955年前後」⁴⁾とみることができる。たとえば、保育運動の大きな流れのひとつである団地の保育所づくりは、1957年に東京都葛飾区の公団住宅で、入居したばかりの働く母親たちの手によって「持ち回りの共同保育、つぎは集会場の一部を借り、やがて第二集会場の名目で公団に建物を建てさせることに成功」⁵⁾してはじめられている。なお、このような公団住宅における保育所づくり運動の推進等保育運動の先駆的な役割を果たした「働く母の会」がそれに先立つ1954年に結成されている。また、やはり保育所要求運動の推進に大きな役割を果たした日本母親大会の第1回大会が開催されたのも1955年である。

いずれにせよ、この時期は婦人の就労の増加に伴って乳幼児の保育問題がおきな社会的な関心事となっていたわけであるが、当然のことながら、同様の状況が学童をめぐって生じていたと判断できよう。というよりも、小学校への入学によって保育を受ける権利が奪われるという新たな事態が学童をめぐって発生するようになったとみるべきである。乳幼児については、保育所の絶対数自体が圧倒的に不足していたという問題があるものの、その保育を受ける権利は児童福祉法によって保障されている。ところが学童についてはこうした公的な保障がなされていなかった。確かに、児童福祉法第24条は、保育所への入所の措置をとらなければならぬ児童が乳幼児だけでなく、「第39条第2項に規定する児童」すなわち乳幼児以外の児童であると定めている。乳幼児以外の児童とは当然、学童を意味するわけであるが、後述するような理由から国は一貫して学童については保育ニーズを認めてこなかった。

このようなわけで、「保育園から学校に上がって行き場に困った子ども」への対応がまず当事者たちの共同保育というかたちで、乳幼児の保育所づくり・保育所要求運動と軌を一にして開始されるよになったのである。なお、保育運動は1960年代にクライマックスを迎えるが、それはたんに乳幼児の保育にとどまらず、学童保育の展開にも大きな影響を与えることになる。乳幼児の保育要求は当然、学童保育の要求へ連関していくものなのであって、むしろ学童保育は乳幼児の保育運動と連動して展開してきたと考えるべきであろう。

しかし、学童保育に対する国の施策は極めて消極的なもので、折からマスコミが「カギっ子」という言葉生みだして留守家庭児童問題が社会的な注目を集めることになったなか、「カギっ子」と非

行とを単略的に結びつけ、人づくり政策としての立場で⁶⁾、文部省は1966年に5000万円の予算をつけて「留守家庭児童会補助事業」を開始するが、70年には打ち切られてしまう。厚生省も、1976年に、児童育成クラブを設置・育成する事業である「都市児童健全育成事業」をスタートさせ、学童保育への補助をはじめるが、この事業は「自治体がそれを学童保育施策を発展させる立場で活用すれば必然的に独自の施策、予算措置を持たなければならない」⁷⁾不十分なものであった。そして、社会の少子化が大きな社会的関心事となり児童問題への対応が切迫するようになるなか、厚生省は、漸く1991年に「20人以上の留守家庭児童がいて専任指導員が1名以上配置され、専用施設を使って児童クラブをおこなう市町村」⁸⁾に補助をおこなう「放課後児童対策事業（児童クラブ）」を開始し、さらに'93年には、この児童クラブの「全国的な普及を図ること、指導員の資質の向上、劣悪施設の排除」のために児童クラブの法制化の検討をはじめているようになっている。

さて、全国学童保育連絡協議会（以下、全学保協と略記）の調べでは、学童保育は、1995年5月現在で、全国1,104の自治体で8,143カ所実施されている。⁹⁾また、同じ全学保協が1990年から'91年かけておこなった学童保育実態調査¹⁰⁾で1施設あたりの入所児童数は平均30.8人となっており、この結果から、全学保協では、1995年現在で全国の学童保育入所児童数を25万人余りと推計している。学童保育を受けている児童がかなりの数に上ることがわかるが、全学保協の推計では、母親が就労している小学1～3年生が172万人余りであること、さらに現在の保育所入所児童数が160万人足らず（無認可保育施設への入所児童数を含めると180万人余り）である¹¹⁾ことを考えると、けっして多い数であるとはいえない。

以下、この学童保育実態調査に基づいて学童保育の現状をみていく。まず、学童保育の運営がどのようにおこなわれているかをみてみると、公営の学童保育が全体の49.5%を占め最も多く、ついで自治体の補助を受けて父母会が運営（共同保育）するものが16.0%，地域運営委員会に委託するもの9.8%，社会福祉協議会へ委託するものが6.2%，父母会に委託するものが3.7%などとなっている。

つぎに、学童保育の開設場所をみてみると、学校施設に開設される学童保育が最も多く全体の38.6%を占め、児童館・児童センター内に開設されるものが20.9%でそれに続いている。学童保育は学校内や児童館でおこなわれるという典型的な姿が浮かび上がるが、その反面、父母が建てた独立専用施設と民家やアパートに開設される学童保育が17.1%を占め、学童保育を開設するための施設についての公的な保障の面で問題が残されていることがわかる。

また、開設時間を見ると、平日で、平均子どもの受け入れ時刻が12時59分、平均子どもの帰宅時刻が17時19分、土曜日は前者が11時59分と後者17時9分、第2土曜日で前者9時28分と後者16時54分、そして学校休業日は前者8時56分で後者17時2分となっている。保育時間が平均午後5時までというのは、いまの労働形態の多様化傾向の趨勢のなかで、はたして妥当なものか問題が残ろう。なお、公営の学童保育の圧倒的多くが保育時間を午後5時までとしているの比べて、父母会運営や委託の学童保育がそれを午後6時まで延ばしている場合が多いという結果にも留意する必要がある。

3. 学童保育の基本的性格

全国学童保育連絡協議会の編集した「学童保育ハンドブック」では、学童保育について「共働き・母子・父子家庭の子どもたちの放課後と学校休業日の生活を守るのが学童保育です」と説明している。さらに、学童保育には「親の働く権利と家族の生活を守る役割」¹²⁾もあるという。学童保育は、なによりも、放課後や学校の休業日に親の就労等によって放置される学齢に達した児童の家庭の代わり、親の代わりの場を保障しようとするものであって、歴史的にもそうした役割を果たすものとしてはじまつた。¹³⁾

ところで、こうした学童の問題が社会的な関心を呼んだのは1960年代にマスコミによって「カギっ子」という表現で取り上げられたときである。「カギっ子」は、その表現に含意されているとおり、共働き家庭やひとり親家庭で学校から帰宅しても出迎える家族がおらず、寂しい思いをする児童のことである。いってみれば、学校から帰宅した後適切な居場所のない児童である。学童保育がめざしているのは、こうした家庭の代わり・親の代わりとなる児童にとっての放課後や学校休業日の適切な居場所を提供することだということができよう。こうした児童の居場所には、なにも学童保育でなくとも、学習塾やスポーツクラブであってもよいといえるかもしれない。「学童保育ハンドブック」でも、「……放課後の生活の場には、家庭のほかにも、塾やおけいこ、スポーツ少年団、子ども会など、いろいろあります。特に学童保育をつくらなくてもこれらの場所を利用すればよいのではないか」との疑問を投げかけるが、「子どものことをしっかり受け止め一緒に生活する大人（指導員）の援助と、毎日安心して生活できる場所が必要」¹⁴⁾だとして、そうした疑問を否定する。

つまり学童保育が提供しようとする児童の居場所は、家庭の代わり・親の代わりとなる生活の場、いってみればコミュニティ的性格をもった生活空間であって、塾やスポーツクラブのようなアソシエーション的な集団ではないのである。言い換えれば、児童に「養護」を提供できるような生活の場でなければならないのである。「カギっ子」であるのは、学校から帰宅した後の一定時間、家庭養護を受けられない児童だからである。したがって、その一定時間を過ごす生活空間には家庭養護に代わるもののが用意されていなくてはならないわけである。すなわち、「子どもたちの放課後の生活には、学習塾をはじめとする剣道・スイミングなどのスポーツ教室や、そろばん・習字・ピアノといったおけいこごとなど、多種多様な場がありますが、働くお父さん・お母さんに代わって子どもを丸ごと受けとめ、一緒に生活する大人（指導員）がそばにいる学童保育は、子どもたちが本当に安心して楽しく充実した毎日を送れる場として、最適」¹⁵⁾なのだとということになろう。

4. 学童保育のおかれている問題状況の特徴

学齢前の乳幼児の保育については、すでに明治期に託児事業としてその萌芽を見い出すことができる。とくに、大正期に入ると公立の託児所も設置されるようになり、この頃までに現在の保育所保育の原型が形づくられていたといつてよいであろう。そして、戦後の児童福祉法の制定によって乳幼児の保育は正式に制度化されるに至るわけである。ただし、制度化されたからといって、そのことが直接保育所の整備に結びついていったわけではなく、とくに1960年代後半から'70年代にか

けての保育所数の急速な増加の背景には、前に述べたように働く母親たちの切実な保育所要求運動の展開があったのである。また、こうした保育所要求運動は、国に乳幼児のための保育施策の積極的推進を迫っただけでなく、他方で、学童保育問題を社会的に認知させる成果を収めた点でも評価されるものである。いざれにせよ、学齢前の児童の保育は、長いその歴史をもち、法的にも明確に位置づけられて、国民の保育ニーズへの対応として現在体系化されている。なによりも、公的責任を中心に、保育施設、その従事者、保育方法・内容、財源などの要素を含みもつ明確な構造をもっている。

ところが、対象が学齢に達した児童になると事態は甚だ曖昧となる。学童保育という用語自体が制度的な根拠をもつものではない。ちなみに国の施策のなかには学童保育という言葉は見当たらぬ。それに該当するものは留守家庭児童対策や放課後児童対策であるが、それは児童の健全育成事業の一環として、とくに共働き家庭の学童を対象として児童館等に放課後児童クラブを設置して、それらの児童の健全育成の向上をはかろうとする施策である。こうした施策が保育ニーズをもつ学童への対応なのか、あくまでも児童一般を対象とした児童健全育成事業の一種として位置づけられるものであるのか曖昧である。そもそも、学童にかんして保育ニーズが想定されうるものであるのかが不確かである。学童保育の推進派にしばしば見受けられる論理は、「どうして、それまで保育園に通っていた子どもが、6歳になり小学校に入学すると保育の必要のない子どもになるのでしょうか」であるが、学童保育推進のためのこうした論理の展開自体、学童の保育ニーズが統一的に認識されていない事態を反映したものである。学童にかんする保育ニーズが統一的に認識されえないのは、「保育ニーズ」自体が、児童に必要とされる養育者が不在となる事態をめぐって概念化されているためではある。

こうした保育ニーズの概念化の典型はわが国の保育制度のなかにみられる。まず、児童福祉法第24条は「市町村は……保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児……の保育に欠けるところがある認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置をとらなければならない」としているが、これは保護者が労働等の理由で子どもを養育できない事態が保育ニーズの存在を想定する保育に欠ける事態であるとの見解を内包した規定である。さらに、同法施行令第9条の3で保育所入所措置基準が定められ、事实上児童の養育者が不在であると認める6項目からなる保育に欠ける事態が具体的に示されている。すなわち、これらの法令では、少なくとも保育所への入所の措置をとらなくてはならない事態は、当該児童にとって、必要であるにもかかわらず周囲に保護者等のその児童を（私的に）養育するものがいない事態であるとみなしているわけである。たとえば、厚生省児童家庭局の編集による「児童福祉法……の解説」のなかでも、保育に欠けると認められるには、「①保護者のいざれもが令9の2（現時点では3）各号のいざれかに該当することにより保育することができないこと、②同居の親族が保護者に代わって保育することのできないこと、の2つの条件を満たす必要がある」、「したがって、……家に児童の保育にあたり得る人がいないようなときには、多くの場合保育に欠けると認められる」、「保育所入所の対象となる児童は、保育に欠ける児童であって、……小学校の入学準備として、またはしつけをよくするため、もしくは集団生活になれさせるためというようなことは保育所入所の理由とはならない」¹⁷⁾ことが述べられている。

さて、養育者が不在となる事態をめぐってなされる保育ニーズの概念化は、当然のことながら、

なによりも当該児童には常時その児童を養育する者が周囲にいる必要があるということを前提としたものである。したがって、所¹の状況に保育ニーズの存在が認められるには、当該児童の周囲にその養育者がいない正当な事態であるとの判断が下されなくてはならないが、そうした判断自体のなかに当該児童には常時養育者が周囲にいる必要があるとの判断が下されていることが含まれているのである。わが国の保育制度では、周囲に養育者がいない正当な事態は児童福祉法第24条や同法施行令第9条の3で明示され、さらに常時養育者が周囲にいる必要のある児童は同じく第24条の「……乳児、幼児……の保育に欠けるところがあると認めるとき」として就学前の児童であるとの基準が示されている。ところが、いかなる児童が常時養育者が周囲にいる必要があるかの判断には曖昧さがつきまとうものである。こうした判断の一応の基準とされるのが児童の年齢であるが、どの年齢までの児童が常時養育者を必要とするかにもかなりの曖昧性が含まれている。そもそも、こうした年齢区分は一応の境界を操作的に定める必要から便宜的に設けられるものであって、必ずどちらかともつかない曖昧な年齢ゾーンを発生させることになる。つまり、どの年齢までの児童が常時養育者を必要とするかの判断に内在する曖昧性ゆえに、保育ニーズの発生を想定できるかが曖昧な年齢ゾーンが生じるのである。こうして、保育ニーズを当該児童を常時養育するものが周囲にいない事態をめぐって概念化するかぎり、どの年齢までの児童に保育ニーズを想定しうるかにかんする「せめぎあい」が生ずる余地が残される。「どうして、それまで保育園に通っていた子どもが小学生になると保育の必要な子どもになるのか」の論理は、こうした「せめぎあい」の現れである。また厚生省が児童の健全育成事業の一環として放課後児童対策に乗り出しているのも、こうした「せめぎあい」における一種の妥協の結果なのである。

さきに述べたように、現在学童保育の法制化の動きが出てきてはいるが、乳幼児を含めた児童にかんする保育ニーズが当該児童に必要とされる養育者が不在となる事態めぐって概念化されるかぎり、学齢に達した児童の一体どこまでの年齢層に保育ニーズの存在を想定し得るかについての曖昧性がつきまとうことになる。したがって、学童保育への取り組自体も明確に位置づけられることが困難なままである可能性が高い。こうした事態を開拓するためには、乳幼児を含めた児童に関する保育ニーズを改めて問い合わせることが必要であろう。こうした作業はなによりも法制度に内包されている保育ニーズの意味についておこなうことが妥当であろう。前述した、乳幼児の保育についてではあるが保育に欠ける基準を示した児童福祉法施行令第9条の3は、当該児童の養育者が不在となっていると法が正当に認める事態をただ列挙したものであるが、それは、保護者が児童の周囲で当該児童の養育にあたることできない理由に一種の正当性があるときに当該児童は保育に欠けるのだ、すなわちそこに保育ニーズの存在を認めるのだと見解に立っているのだといってよいであろう。

だが、保育に欠ける事態すなわち保育ニーズを想定できる事態を保護者が児童の周囲でその児童の養育にあたることのできない正当な事態と単純に置き換えてよいものであろうか。つまり、保育に欠けるようになるのは、はたして「周囲に養育者がいないとき」だけであろうか。もしそうであるならば、施設等でおこなわれる社会的保育は親である保護者等のおこなう私的養育のたんなる代替であるにすぎず、それ以上の積極的意義をなんら期待されないことになる。いってみれば親の代わりを期待されるだけである。勿論、いま施設等でおこなわれている社会的保育がけっしてそのようなものではないのは疑う余地がない。すでに保育施設は、問題状況の複雑化した現代家族のなかで子どもに供給されるサービス以上の保育サービスを提供できるものと期待されるようになってい

る。とりわけ科学的に裏づけられた集団保育が子どもの成長・発達に与える効果は家庭でおこなわれる私的な養育ではなかなか得にくいとの認識が深められている。つまり、現実には施設等でおこなわれる社会的保育は保護者等のおこなう私的な養育のたんなる代替以上のことをおこなおうとしている、少なくともそうすることが期待されているのである。

こうした子どもの社会的保育の現状に照らしてみれば、保育に欠ける事態は、単純に私的な養育者を代替する必要のある事態に矮小化できるものではないことがわかる。現実に保育施設等でおこなわれている社会的保育が保護者等の養育のたんなる代替以上の機能の遂行をめざしているのであるならば、こうした機能遂行によって充足される保育ニーズは、当該児童に私的な養育者が不在となる事態が生じているか否かの点からでなく、社会的保育の機能遂行によって充足されるのが一体いかなる事態であるのかの点から概念化されなくてはならない。勿論、保育ニーズをこの方向から概念化しようとするのは本来の手続きを逆転させてしまうことになろう。本来は、まず保育ニーズがいかなる事態であるかを明らかにしたうえで、それを充足しうる社会的保育の機能が追究されなくてはならないものであろう。それをあえて逆転させるにはそれなりの理由がある。

そもそも社会的保育は歴史的には託児事業として、まさに家族のおこなう私的な養育を代替するものとして始められたものである。わが国の託児事業のはしりは明治初期の「子守学校」に見い出すことができる。明治になって学制が実施されるようになるが、幼いきょうだいの子守をしなくてはならないために就学できない児童が数多くおり、思うように就学率が伸びずにいた。そこで学校の一室を使ってその幼いきょうだいの世話を年長の生徒にさせるようになったものである。明治23年には赤沢鐘臣の始めた私塾「新潟静修学校」で同じように学校に通ってくる生徒の幼いきょうだいの世話を妻のナカが始める。その話を聞きつけた幼い子どもを抱えた貧しい寡婦や妻に死に別れた父親、我が子に先立たれ孫を背負った老人が仕事に出なければならぬのでその幼い子どもを預かってくれぬかとやってくるようになり本格的な託児を開始する。通説によればわが国の託児所の始まりである。さらに、農村に農繁期託児所が、工場には附設託児所が設けられたり、慈善事業のなかの児童保護事業として託児施設が都市の下層社会につくられたりしていき、大正に入ると公立の託児所も設立されるようになる。¹⁸⁾

これらの託児事業に共通するのは、いずれも主に貧困階層で、仕事をしなければ生きていけぬ親たちに代わって、足手まといになる幼い子どもの養育を引き受けようとした点である。すなわち、それらは貧困問題と結びついた保護者の労働問題への対応としての性格を色濃くもっていたのである。戦後になり児童福祉法の制定によって託児事業は保育所保育として正式に制度化されるが、その制度化はこうした託児事業の歴史を背景にしておこなわれたものなのである。さらに、1961年に厚生省は保育に欠ける範囲を具体的に定めて保育所入所措置の合理化をはかるべく「入所措置基準」を通達しているが、それは折りからの産業化の進展に伴う労働力不足を背景に、既婚婦人の就労の促進が社会的に要請されるようになっていた時期にあたる。すなわち戦後正式に制度化された乳幼児の社会的保育の整備は社会政策の一環としてなされた側面を強くもったものなのである。そうであるからこそ、そこでますなによりも問われたのが保護者の就労によって空白のできる子どもの養育をいかに埋めるか、すなわち私的な養育をいかに公的に代替するかであったわけである。

ところが、すでに明治期の託児事業にもみられる動きでもあるが、社会的保育がいったん始められると、それは独自の力学によって発達を遂げるようになる。よりよい保育が追究されるようにな

るのである。保育の内容と方法は進歩を遂げ、保育者の資質・能力の向上がみられるようになる。家族や親族の養育システムと独立した社会的保育システムは独自に児童の成長・発達のためのより望ましい環境の確保をめざすからである。それがいまの保育所保育なのである。そして、いま社会的保育に期待されているのは、こうした家族の養育システムから独立して独自に児童の成長・発達のための養育環境を提供する機能の遂行なのである。

もしそうであるならば、保育ニーズは、第1に保護者の就労による養育の空白をいかに埋めるかの問い合わせに導くような社会政策と切り離して理解されなくてはならないこと、そして第2に現代家族の養育システムでは供給が困難となっており、そのために社会的に用意されなくてはならなくなっている、施設保育の独自性を活かした子どもの成長・発達のための望ましい養育環境への必要をめぐって概念化されなくてはならないことは明らかである。

こうした方向での動きがこれまで公的な部門でなかったわけではない。たとえば、1963年の中央児童福祉審議会保育制度特別部会の中間報告「保育問題をこう考える」では、「保育に欠ける」をかなり広義に解釈し、「子どもの心身の発達にとって不可欠なもの与えなくする状況」であるとし、保育に欠ける具体的な状況として「父母の人格的欠陥によるもの」、「子どもの心身障害によるもの」、「保護者以外の家庭状況によるもの」「地域の状況が不適当であるもの」を新たにつけ加えている。さらに、1976年の同審議会保育制度特別部会の中間報告「今後の保育所のあり方」でも、「保育所が登場した契機は………家計を維持するため母親が就労すること等により生じる保育需要に対応するためであった」が、母親の就労の目的が家計維持だけではなく多様化し、その就労状況が変わったため、従来の保育需要に変化が生じてきている旨の指摘にくわえて、「幼児の教育についての意識の変化、核家族化の進行に伴う両親の育児に対する不安感の増加等が従来とは異なった保育所に対する需要をうみだす要因となっており、また、乳幼児の生活環境の変化もその要因として見逃すことはできない」ことを指摘している。そして、「今後における保育所のあり方を検討するためには、このような保育所に寄せられている多様な需要の要因を分析し、これらの需要のうち保育所において対応すべきものを的確に把握」することが必要であると述べている。

以上の報告では、保育所への入所理由を当時の（現在でもそうであるが）入所措置基準よりもかなり幅広く解釈すべきことを主張することによって、保育に欠ける状態を単純に養育者が不在となる事態に置き換える方途を、事実上、捨て去ろうとする姿勢が見受けられる。とくに、「今後の保育所のあり方」での「(保育所への) 需要のうち保育所において対応すべきものを的確に把握」すべきとの指摘は注目に値しよう。社会的保育による対応が本当に必要とされるようなニーズに保育ニーズを厳選しようという意図が窺われ、さらに、こうしたニーズがいかなるものであるかについても、「保育所は、従来は家庭における保育に欠ける乳幼児の保育を行う施設として位置づけられてきたのであるが、………母親など保護者の事情のみでなく、乳幼児自身のためにその心身の健全な育成を積極的にはかることを目的とする施策として位置づける」べきとの指摘に含意されている。それは、社会的保育が、古く明治期に開始されて以来ずっと引きずってきていた、社会政策の一環として負わされた託児的性格を完全にとはいわないまでも払拭し、社会的保育に本来ふさわしい機能が發揮できる環境を整える必要があるとの指摘だと解釈することができる。

ところが、児童福祉施行令に定める保育所入所措置基準は変らずにそのままである。保育研究所保育問題プロジェクトチームの報告「保育所の制度拡充に関する提言」にみられるように、いまだ

「国の入所基準は日中家庭で子どもの世話をする人が居るか居ないかを前提として、両親の就労・疾病など家庭内の大人の事情に限定しており、子どもの生活と発達の保障という観点からは保育に欠ける状態をとらえていない」¹⁹⁾といわざるをえない。望まれることは、現在の保育所保育が、上述したような社会政策の一環として負わされてきた託児的性格を名実ともに払拭し、したがって、保育ニーズについて新たな視点、とりわけ児童にとっての適切な養育環境が用意されなくてはならないという視点から問い合わせ直すことである。そうすることによって、学童保育に対する国の方針に新たな展開の道を期待することもできるようになるであろう。

5. 学童保育におけるソーシャル・グループ・ワークの展開の可能性を求めて

学童保育での平日の児童の典型的な生活は、「学校が終えると、1年生から順次、学童保育に子どもたちが帰ってきます。帰ってくると宿題をしたり、それぞれ気に入った遊びを始めます。子どもたちがそろうころ、おやつの時間です。おやつが終わると、ふたたび遊びや行事のとりくみなどを始めます。おかえりの時間になると、そうじや片づけをして、家が近くの子どもたちがまとまって帰る」となっている。その「生活の大部分は遊びですが、買い物やおやつ作り、動物の飼育や野菜の栽培、本読みや読み聞かせ、日記や工作、行事の取り組みなど、さまざまな活動をしているところもある」とのことである。また、学童保育ではさまざまな行事が取り組まれており、こうした行事には、劇などの発表会や競技会、卒所・入所式や誕生会、四季の行事、映画や芝居等の鑑賞会、遠足やキャンプ、運動会、子どもまつりや学童保育まつりなど多様なものが含まれている。²⁰⁾

以上のような生活のおこなわれる学童保育は、「まず何よりも子どもたちにとって楽しいところ」であり、「子どもたちが安心でき、ホッと過ごせる居場所」である。そして、「からだをつかったあそびがいっぱい」あることによって「豊かな遊びを回復」し、家事等の「仕事を子どもが自立していく上で重要な活動と位置づけ」て子どもに「生活の“技”を磨く」機会や、さまざまな制作活動を通じていろいろな道具を使いこなしながら「“もの”をつくる」機会を与える場、さらに、「多彩な文化活動を取り入れて」子どもたち自身で「文化を創り出す」経験をさせたり、生き物の飼育等の「いのちを育てる」経験によって「忍耐力と責任感を培う」場となっている。²¹⁾

こうした学童保育の生活の場は、共働き家庭や母子・父子家庭の児童にとって、確かに家庭の代わり、親の代わりになることができよう。ところで、大阪保育研究所が編集した「学童保育の生活と指導」では、学童保育の特徴を以下の4点にまとめている。²²⁾すなわち、①学童保育は、子どもたちの自発的な遊びと生活のなかで発達を保障する場である点、②学童保育の集団が異年齢の子どもたちによって構成されている点、③指導員の多くが専門的な資格をもつ者ではなく、いわば「素人」である点、そして④親の参加が高い点である。さらに、これらの特徴を活かすことによって、学童保育がたんなる家庭の代わり役・親の代わり役にとどまらない積極的意義をもち得ることが示唆されているが、その点について少し検討してみよう。学童保育はなによりも、子どもにとって集団生活の場である。それも、その集団生活は、前に述べたように、アソシエーション的なものではなく、あくまでもコミュニティ的性格をもったものである（むしろ、あるべきだというべきか）。こうしたコミュニティ的な性格は上で概観した学童保育の一日の生活からも窺えよう。すなわち、

勉強したり、遊んだり、スポーツや芸術を楽しんだり、掃除や料理など仕事をしたり、さらにさまざまな行事に参加したりするといった多様で包括的な集団生活を営む場が学童保育なのである。

また、この集団生活は異なる年齢の子どもたちによって構成されている。それだけ経験する集団生活に多様性が存在するということである。この点は、現在子どもたちがその大半の生活時間を過ごす学校での集団生活が集団構成の面で平板なものになってしまっていることや、後述するように家族のもつ集団的性格が希薄なものとなってきている現実に照らして考えると、学童保育のもつ大きな強みであるといえよう。さらに、学童保育における集団生活では、その発達を促すうえで、(学校や塾などとは異なり)子どもたちの自発性が重んじられる(これも、重んじられるべきだというべきか)。尤も、子どもたちの自発性が実際に重んじられるかどうか、またどこまでそれが重んじられるかは、学童保育に取り組む側、とりわけ指導員のもつ態度や価値に大きく依存するものであろう。だが、学童保育には構造的に子どもたちの自発性を重んじる要素が内在すると思われる。たとえば学校などのような業績性を重視する教育がおこなわれるところとは異なり、学童保育はあくまでも「養護」が中心となる集団生活の場であるからである。

いずれにせよ、理念的に考えれば、子どもたちにとって、学童保育は自発的な集団生活の場なのである。さらに、こうした集団生活は異年齢の子どもたちによって構成されることによって、多様で幅のある社会関係が発達する可能性をもつものであり、また多彩で包括的な集団活動を通してさまざまな欲求が充足され、多様な知識や能力が獲得され得るところでもある。もしそうであるならば、学童保育は子どもたちにとって生き々とした集団経験を得る格好の場なのだということになる。したがって、学童保育は、たんに「カギっ子」の家庭養護の空白を埋めるという意味で家庭の代わりになるにとどまらず、子どもたちに集団のなかで成長し、発達を遂げる機会を提供するという積極的な意義をもつものだということができる。

学童保育が子どもたちに生き々とした集団経験を得る機会を提供しうるという点はもっと積極的にとりあげられてよいであろう。というのは、現在児童が直面している問題のひとつに、児童の集団経験が貧弱なものとなってしまっていることが考えられるからである。この点について、ここでは家族集団の経験についてのみ触れることにしよう。現代の家族変動の主なものは核家族を中心とした家族構成の単純化と家族規模の縮小である。子どもにとって集団の原体験となるのは家族であるが、こうした家族がその構成が単純で小規模のものになり、核家族が主流を占めるようになってきている。総務省「国勢調査」によれば、1990年現在で、親族世帯総数(3,120万世帯)に占める核家族世帯は78%(2,422万世帯)となっている。また、核家族世帯のなかでも近年、ひとり親と子どもの世帯が微増している点も注目される。1990年でこうした世帯の親族世帯総数に占める割合は9%，実数で275万世帯である。²³⁾さらに、結婚している夫婦の平均出生数も、1940年には4.27人であったのが²⁴⁾72年に2.20人になって以降この数値前後で安定してきている。²⁵⁾以上のように、家族を集団としてみた場合、典型的には両親ときょうだい2人といった構成が単純で規模の小さいものになってきている。

こうした家族集団に、内容豊かな集団活動や幅広い社会関係の経験をどこまで期待できるものであろうか。いまの家族に、クーリー(C. H. Cooley)が描いた「個人の社会性と理想を形成するうえで」決定的な幼少期における豊かな第一次集団での経験²⁶⁾を果たしてどこまで求めることができるであろうか。とりわけ、小規模で単純な構成の家族集団では、豊富な役割関係を発達させるこ

とが事实上不可能である。したがって、そうした家族のなかで生活するかぎり、子どもたちの役割の経験は貧弱なものとならざるをえない。かといって、同年齢集団のみで構成され、活動も個人としての業績性を重視する勉学を中心とした、そういう意味で平板な集団経験とならざるをえない学校にその代わりを求めるることは難しい。また、地域社会に目を向けても、子どもたちを暖かく受けとめてくれる集団生活の場がそうかんたんに見つけだせるとも思えない。そうであるからこそ、学童保育が子どもたちに生き々とした集団経験を得る機会を提供しうることが重みを増すのである。

学童保育は、現代の児童が直面している集団経験の希薄化ないし平板化の問題に正面から取組むことによって、家庭の代わり・親の代わり役を超えたところにひとつの可能性を切開くことができる。学童保育は、そのなかで子どもたちが伸々と成長し、発達を遂げる豊かな集団環境を子どもたちに与えることによって、現代の家族や地域社会、学校などのなかに求めにくくなつた集団的な養育環境へのニーズに応えることができる。だが、学童保育がそうした機能を遂行していくためには、学童の保育についての理論的な基礎づけが必要である。乳幼児の保育については、その長い歴史と制度的に基礎づけられた施策となっていることから、その方法や内容はかなり理論的に体系化されたものとなっている。しかし、学童の保育については、歴史も浅く、民間の有志の者たちによって手探りですすめられてきた経緯から、その方法や内容について理論化・体系化が立遅れているといわざるをえない。なお、全国学童保育連絡協議会でおこなつた「学童保育実態調査」によれば、学童保育1施設あたりの指導員数の平均は2.3人であるが、その雇用形態は、正規職員は総数の半数にはるかに及ばない32%にすぎず、臨時・非常勤39%を下回っている。さらにパート・アルバイトも13%を占め、このような雇用の不安定性のためか、指導員の経験年数も3年までの者が50%近くを占め、半数以上の指導員が3年で入れ替わっている現状が窺われる。²⁶⁾ また、採用時に（保母・幼稚園教諭・教員等の）資格要件を求める自治体も全体の36%にすぎない。このような指導員の現状にも、学童保育の理論化・体系化の立遅れを見てとれよう。

もし、学童保育が集団的援助や集団を媒介とした養護に志向するのであるならば、以上のような保育の理論化・体系化の立遅れの活路をソーシャル・グループ・ワークの導入・展開に見い出すことができる。グループ・ワークは、なによりも多様な人びとのあいだの積極的人間関係の重要性を認め、相互協力についてのよい経験をもつことを重視し、個人の自発性を尊重し、参加の自由を重んじようとする。そして「……意図的なグループ経験によって、人びとの社会的に機能する能力を増進する」²⁷⁾ すなわち、多様な人びとの役割関係を維持していく能力の回復や増進をめざすものである。したがって、もし、現代の児童の基本的問題のひとつが集団生活の中身が希薄なため集団のなかで獲得したり発達させるべき価値や能力が未獲得・未開発であるというものであるならば、学童保育にグループ・ワークを導入することによって、子どもたちにより豊かな集団経験の機会を提供し、子どもたちの真のニーズに応えることができるようになるはずである。そのためには、学童保育の生活で子どもたちの経験するさまざまな活動を、グループ・ワークのプログラムとして改めて体系化することが必要であろうし、また、指導員の役割をグループ・ワークの援助者の役割として理論化していくことも必要になろう。なによりも、指導員がグループ・ワーカーとしての資質と能力を獲得し、向上させるための研修体制の整備が不可欠となろう。

以上最後に、学童保育の理論的基礎づけの活路のひとつとして、社会福祉の専門的援助技術であるグループ・ワークの学童保育への導入・展開の可能性を示唆した。確かに、学童保育では、素人

としての指導員は、「素人として親になり子どもを育てていかなければならない父母の立場と同様であり、また教育のプロではなくズブの素人として子どもたちに接してきたかつての地域のおばちゃん、おじちゃんと同じ立場」に立っており、指導員がそうあることによって「できあいの教育方法を子どもにあてはめるのではなく、子どもたちとともに生活のなかで教育そのものをつくりだし、育てて」²⁸⁾いくことの重要性も否定できない。だが、指導員がそうあることとグループ・ワークで援助者としての役割を果たしていくこととはけっして矛盾することではない。グループ・ワークにおいてワーカーが果たそうとする役割は、基本的には、グループやメンバーとのよい関係を形成・維持しながらグループのなかで生じる社会的相互作用の自然の流れを望ましい方向に導くことであるからである。

注

- 1) 竹中哲夫 他(編)「子どもの世界と福祉」ミネルヴァ書房 1996 p.89
- 2) 全国学童保育連絡協議会(編)「学童保育ハンドブック」一聲社 1995
- 3) 橋本宏子「女性労働と保育」ドメス出版 1992 p.152
- 4) 浦辺史 他(編)「保育の歴史」青木書店 1981 p.184
- 5) 橋本宏子 前掲書 p.177
- 6) 日本子どもを守る会(編)「子ども白書」(1984年版) 草土文化 p.112
- 7) 全国保育団体連絡会(編)「保育白書」(1984年版) 草土文化 p.151
- 8) 全国学童保育連絡協議会(編)「学童保育の法制化に関する資料集」全国学童保育連絡協議会 1996 p.17
- 9) 全国保育団体連絡会(編)「保育白書」(1996年版) 草土文化
- 10) 全国学童保育連絡協議会(編)「学童保育実態調査のまとめ」全国学童保育連絡協議会 1994
- 11) 厚生省(編)「厚生白書」(平成8年版)
- 12) 全国学童保育連絡協議会(編)「学童保育ハンドブック」一聲社 1995
- 13) 二宮厚美「現代日本の社会と学童保育の前進」大阪保育研究所(編)「学童保育の生活と指導」一聲社 1993所収
- 14) 全国学童保育連絡協議会(編) 前掲書
- 15) 泊唯男 他「ともだちいっぱい学童保育」フォーラム・A 1996 p.6
- 16) 第二東京介護士会(編)「新しい保育を求めて」日本評論社 1992 p.154
- 17) 厚生省児童家庭局(編)「児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法・精神薄弱者福祉法の解説」時事通信社 1991 p.160
- 18) 日本保育学会(編)「日本幼児保育史」第1~3巻 フレーベル館 1968~69
- 19) 全国保育団体連絡会(編)「保育白書」(1994年版) p.180
- 20) 全国学童保育連絡協議会(編) 前掲書
- 21) 泊唯男 前掲書 p.19-30
- 22) 二宮厚美 前掲論文
- 23) 総理府(編)「女性の現状と施策」(平成7年版)
- 24) 厚生省(編)「厚生白書」(平成8年版)
- 25) クーリー「社会組織論」大橋幸・菊池美代志訳 青木書店 1970
- 26) 全国学童保育連絡協議会(編)「学童保育実態調査のまとめ」全国学童保育連絡協議会 1994
- 27) G.コノプカ「ソーシャル・グループ・ワーク」前田ケイ訳 全国社会福祉協議会 1967
- 28) 二宮厚美 前掲論文 p.17-18

[1996年12月10日受理]